

平成30年8月定例農業委員会議事録

1. 日 時	平成30年8月28日 午前9時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊟遅刻 ㊟早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 19名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也	
○ 萩原 健詞		
○ 松尾 和広		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 査 横山 雄治	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
11 番 益 本 徳 市	12 番 梶 山 達 男	

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は朝からの定例会、午後からは佐世保で研修会ということで日程的にも大変タイトでございますが、今日1日よろしく願いいたします。

毎年実施しております農地パトロールにつきましては、先週20日の今福地区を皮切りに、22日に御厨地区、23日に星鹿地区、昨日は上志佐地区とほぼ半分が終わっております。残りは9月20日の調川地区、9月25日の志佐地区、そして10月1日の福島地区、最終日が10月2日の鷹島地区となっております。この農地パトロールにつきましては、農地法30条の規定に基づきまして、農業委員会は毎年1回その区域内にある農地の利用状況について、全筆調査を行わなければならないという規定があります。これに基づきまして実施しているところです。遊休農地の実態の把握、また、違反転用の早期発見などの目的のため行っております。それぞれの地区につきまして、担当の委員の皆様、よろしく願いいたします。

ずっと、日照りが続いております。7月6日に162mmの大雨以降8月25日に22mm降っただけで、1ヶ月以上雨のない日が続いております。先日農地パトロールで、御厨地区の上手の方に行ったのですが、稲が枯れ始めたという状況もございます。涼しくはなっていました、雨が降らない状況ですので、大変だとは思いますが、周りの農家の方にもお声掛けをしていただけたらと思います。

また、本日は、11時半を目安に委員会を終了し、昼食を取った後、12時半には、九十九島ベイサイドホテル&リゾートフラッグスで開催されます長崎県農業会議主催の、地区別農業委員研修会に向かう予定でございますので、よろしく願いいたします。

それともう一点ございます。7月6日の豪雨の時に大変な災害が起きています。全国農業会議所の方で、災害義援金をお願いしたいという要請がっております。集めさせていただいている慶弔費の中から、1人千円ずつを義援金としまして事務局の方からお送りするのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。そのような取り扱いをさせていただきます。

それでは、山川会長にご挨拶をしていただきまして、8月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様、おはようございます。本日は、ご多忙の中、早朝からお集まりいただきありがとうございます。

8月3日に農林水産大臣賞の報告会をシティーホテルでいたしました。その節は、皆様繰り合わせてご出席いただき、ありがとうございました。盛会のうちに終了することができましたこと、お礼申し上げます。国会議員の方からも、大変いい報告会だったと、お褒めの言葉をいただいております。あのような報告会ができましたことをうれしく思っております。皆様のご協力、ありがとうございました。先ほど、局長が申しましたように、定例会終了後、佐世保での研修会が予定されており、今日は終日になりますが、よろしく願いいたします。

議事に入ります。まず、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。11番の益本委員、12番の梶山委員、よろしく願いいたします。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

- 事務局 各種報告に入ります。総会資料 1 ページをご覧ください。
- 農地移動適正化あっせん事業報告でございます。申出人から 6 月 11 日  
にあっせんの申出があつておりました件ですが、7 月 25 日に市役所であっ  
せん会を開催しました。相手方は、記載のとおりです。1 回で協議が整い、  
7 月 31 日に調印式を市役所で行っております。あっせん委員は松田推進委  
員と松瀬推進委員です。
- 議 長 あっせん状況の報告を事務局の方からしましたが、あっせん委員さんか  
らも、あっせん状況につきまして報告をお願いしたいと思います。
- 最適化推進委員 最適化推進委員の松瀬です。今事務局から説明があつたとおり、第 1 回  
のあっせん会で、協議が整い 7 月 31 日に調印式を済ませております。
- 議 長 はい、ありがとうございます。お疲れさまでした。
- 事務局 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について、ご説明  
いたします。
- 1 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が星鹿町岳崎免の  
5 筆、地目はいずれも田で合計面積が 2,260 m<sup>2</sup>。通知年月日が平成 30 年 7  
月 31 日でございます。平成 30 年 8 月 3 日受付です。賃貸借契約期間は平  
成 29 年 6 月 20 日から平成 32 年 6 月 19 日までの 3 年間となっております  
が、あっせん事業成立に伴う解約になります。
- 2 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が御厨町小船免か  
ら相坂免の 7 筆、地目はいずれも畑で合計面積が 5,416 m<sup>2</sup>、通知年月日が  
平成 30 年 8 月 3 日で、平成 30 年 8 月 7 日受付です。使用貸借契約期間は  
平成 30 年 5 月 28 日から平成 36 年 5 月 31 日までの 6 年となっております  
が、貸人の都合による解約になります。
- 3 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が御厨町田代免、  
地目は田、面積が 1,361 m<sup>2</sup>です。通知年月日が平成 30 年 8 月 3 日、平成  
30 年 8 月 7 日受付です。賃貸借契約期間は平成 30 年 1 月 29 日から平成  
33 年 6 月 19 日までの 3 年 5 月となっておりますが、西九州自動車道建  
設に伴う用地買収後の面積変更による解約になります。
- 4 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が御厨町田代免の  
10 筆、地目はいずれも田、合計面積が 16,161 m<sup>2</sup>。通知年月日が平成 30  
年 8 月 5 日。平成 30 年 8 月 7 日受付です。賃貸借契約期間は平成 24 年 12  
月 27 日から平成 30 年 12 月 19 日までの 6 年となっておりますが、西九  
州自動車道建設に伴う用地買収後の面積変更による解約になります。
- 5 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が御厨町郭公尾免  
の 2 筆で、地目は田、合計面積が 4,431 m<sup>2</sup>です。通知年月日が平成 30 年 8  
月 10 日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成 29 年 6 月 20 日から平成  
35 年 6 月 19 日までの 6 年となっておりますが、契約方法を農地中間管  
理事業に変更するための解約になります。こちらから 10 件目までの全て  
が契約方法を農地中間管理事業に変更するための解約でございます。

6 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が御厨町郭公尾免、地目は田、面積が 1,103 m<sup>2</sup>です。通知年月日が平成 30 年 8 月 10 日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成 27 年 6 月 20 日から平成 33 年 6 月 19 日までの 6 年となっております。

7 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が志佐町笛吹免から志佐町赤木免までの 5 筆、地目はいずれも田、合計面積 8,444 m<sup>2</sup>。通知年月日が平成 30 年 8 月 10 日、同日受付です。(親子間の) 使用貸借契約期間は平成 29 年 12 月 23 日から平成 39 年 12 月 22 日までの 10 年となっております。

8 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が志佐町赤木免の 2 筆、地目は田、合計面積 4,359 m<sup>2</sup>で、通知年月日が平成 30 年 8 月 10 日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成 26 年 6 月 20 日から平成 32 年 6 月 20 日までの 6 年となっております。

9 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が志佐町赤木免、地目は田、面積 1,548 m<sup>2</sup>で、通知年月日が平成 30 年 8 月 10 日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成 27 年 6 月 20 日から平成 33 年 6 月 20 日までの 6 年となっております。

10 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が志佐町赤木免の 2 筆、地目は田、合計面積 4,500 m<sup>2</sup>で、通知年月日が平成 30 年 8 月 10 日、同日受付です。こちらも親子間の使用貸借で契約期間は平成 29 年 5 月 1 日から平成 39 年 4 月 30 日までの 10 年となっております。

11 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が星鹿町北久保免から星鹿町牟田免までの、畑 4 筆、田 6 筆、計 10 筆、合計面積 7,157 m<sup>2</sup>です。通知年月日が平成 30 年 8 月 14 日で同日受付です。こちらにつきましては親子間の使用貸借契約期間は平成 26 年 3 月 27 日から平成 36 年 3 月 26 日までの 10 年となっておりますが、契約方法を青年就農給付金の交付要件を満たすための解約になります。

以上でございます。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

< 申請事件の処理状況 >

**農地法関係**

平成30年7月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名 (4名)	譲受人氏名	牛舎及び堆肥舎	4,132.91 m <sup>2</sup>	H30.8.14 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	店舗用地	819 m <sup>2</sup>	H30.8.14 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	一般個人住宅	316 m <sup>2</sup>	H30.8.14 許可

＜提案事件の集計表＞

農地法関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
第5条 発電用施設用地	4		7,518 m <sup>2</sup>	7,518 m <sup>2</sup>

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転	1	2,260 m <sup>2</sup>		2,260 m <sup>2</sup>
利用権設定	22	108,391 m <sup>2</sup>	7,388 m <sup>2</sup>	115,779 m <sup>2</sup>
賃借権	13	50,143 m <sup>2</sup>	3,707 m <sup>2</sup>	53,850 m <sup>2</sup>
使用貸借	9	58,248 m <sup>2</sup>	3,681 m <sup>2</sup>	61,929 m <sup>2</sup>
計	23	110,651 m <sup>2</sup>	7,388 m <sup>2</sup>	118,039 m <sup>2</sup>

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	12	84,357 m <sup>2</sup>	2,409 m <sup>2</sup>	86,766 m <sup>2</sup>
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	2		433 m <sup>2</sup>	433 m <sup>2</sup>
農業振興地域整備計画の変更について	3	496 m <sup>2</sup>	5,149 m <sup>2</sup>	5,645 m <sup>2</sup>
計	17	84,853 m <sup>2</sup>	7,991 m <sup>2</sup>	92,844 m <sup>2</sup>

承認関係

内容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	3		4,911 m <sup>2</sup>	4,911 m <sup>2</sup>

議長 各種報告が終わりましたが、これらの件で何か皆様方の方から、質問等  
はございませんか。

委員 はい。

議 長

それでは、付議事項に入ります。議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局

議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

4 ページをお開き下さい。最初に事件番号 1 番。現地の位置図を議案の 50 ページ及び 51 ページに、字図は 52 ページに、配置図、平面図は議案の 53 ページに添付しております。申請地は、御厨町前田免、地目：畑、1,580 m<sup>2</sup>です。賃借人、賃貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。第 2 種農地のため、代替地検討理由書が添付されております。転用の目的は、太陽光発電施設であり、低圧電力です。38.5 k w で太陽光パネル数は 260 枚を設置する計画になっております。申請地の周りには、高さ 1.5m の防護柵（フェンス）設置する計画です。排水計画は自然流下です。資金計画については、全額自己資金で行われるため、残高証明書が添付され確認しております。賃貸人とは、賃貸借契約が結ばれており、期間は 20 年間です。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 2 番です。現地の位置図を議案の 50 ページ及び 54 ページに、字図は 55 ページに、平面図は議案の 56 ページに添付しております。申請地は、御厨町西田免、地目：畑、1,917 m<sup>2</sup>です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。第 2 種農地地区のため、代替地検討理由書が添付されております。転用の目的は、太陽光発電施設であり、低圧電力です。47.2 k w で太陽光パネル数は 288 枚を設置することになっております。申請地の周りには、フェンスを設置する計画です。排水計画は自然流下です。資金計画については、全額自己資金で行われるため、残高証明書が添付され確認しております。譲渡人とは、売買により取得されます。300 m<sup>2</sup>を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。

続きまして、事件番号 3 番です。現地の位置図を議案の 50 ページ及び 54 ページに、字図は 57 ページに、配置図は 58 ページに添付しております。申請地は、御厨町西田免、地目：畑、2,270 m<sup>2</sup>です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。第 2 種農地のため、代替地検討理由書が添付されております。転用の目的は、太陽光発電施設であり、低圧電力です。47.2 k w で太陽光パネル数は 288 枚を設置することになっております。申請地の周りには、フェンスを設置する計画です。排水計画は自然流下です。隣接所有者からの同意書も添付されております。資金計画については、全額自己資金で行われるため、残高証明書が添付され確認しております。譲渡人とは、売買により取得されます。300 m<sup>2</sup>を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定

通知書も添付されております。

続きまして、事件番号 4 番です。現地の位置図を議案の 50 ページ及び 59 ページに、字図は 60 ページに、配置図は 61 ページに添付しております。申請地は、星鹿町岳崎免、地目：畑 2 筆の 1, 751 m<sup>2</sup>です。賃借人、賃貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。第 2 種農地のため、代替地検討理由書が添付されております。転用の目的は、太陽光発電施設であり、低圧電力です。49.5 k w で太陽光パネル数は 360 枚を設置することになっております。申請地の周りには、フェンスを設置する計画です。排水計画は自然流下です。隣接所有者からの同意書も添付されております。資金計画については、全額自己資金で行われるため、残高証明書が添付され確認しております。賃貸人とは、賃貸借契約が結ばれております。

農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件は以上のとおりの内容であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員のご意見をお伺いします。まず、事件番号 1 について、梶山委員をお願いいたします。

12 番 12 番 梶山です。事務局の説明のとおりで、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 問題ないということですね。次に、事件番号 2、3 についてお願いします。

最適化推進委員 最適化推進委員 安永です。2 番 3 番についてご説明いたします。21 日に、事務局と担当委員とで現地を確認してきました。

こちらは、譲渡人のお父さんが耕作されておりましたが、お父さんが亡くなられてから、4～5 年耕作されておられません。

事件番号 3 については、竹が生えているところでございました。今後、耕作されないということでございました。隣接地の許可もいただいておられますので、何ら問題はないと思います。ご審議方、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。事件番号 4 についてもお願いいたします。

最適化推進委員 最適化推進委員 松瀬です。こちらは、数年前から耕作を放棄されておまして、原野化しております。隣接地の同意も得られておりますので、特に問題ないものと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、現地立ち合いに行かれた委員さんからも、ご意見をお聞きしたいと思っております。

11 番 11 番 益本です。21 日に事務局と共に現地を確認してきました。近隣の皆様の同意を取ってありますので、どの案件についても問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。いま、地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも、なんら問題はないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からの質疑をお受けしたいと思います。事件番号 1～4 につきまして何かご意見等はございませんか。

最適化推進委員 最適化推進委員の松田です。事件番号 1 番について、周辺にも説明はなかったし、同意するのに不安な点がありますので、皆さまも一緒に考えていただけたらと思います。

字図を見ていただいたら分かると思いますが、A氏の畑です。下の方です。その下にB氏の畑があります。その畑は今荒れていますが、賃貸人の畑が、A氏とB氏の畑の境界線があって、B氏のところが一番低い状態になっています。今はB氏の畑に全部水が落ちてくる状態で、結局荒れた状態なんです。小型ユンボを1年中待機させて、水さらいしている状態です。次のページの計画図を見ていたら、素掘りで50cmの溝を掘るような計画になっています。この、発電施設を設置するに当たって水平にならしてもらえるのかどうか確認したいのですが。水平にした状態で雨水を持ってくる状態にしてもらって、なお、外に流れていくようにしていただかないと、A氏とB氏のところに水が来てしまいます。皆さんの現地確認の中では、日照関係等、何も問題はなかったと思います。ただ雨水だけの問題です。もう一度、雨水がどういうふうに流れるかを確認して、造成をお願いしたいと思っております。

議 長 私の方から質問させてください。52 ページにCというところがありますよね。ここのレベルはどうなっていますか。

Dの水は県道の側溝に行くようにはできませんか。

最適化推進委員 最適化推進委員の松田です。県道より1mぐらい上がっています。計画書ではそのようになっています。県道沿いが高くて、だんだん、だんだん下がっていつていきますので、それを水平にしていだかないことには、雨水は絶対に乗らないと思います。

それと、フェンスの外になっておりますが、それでは手入れができなくなり、二度と立ち入らないようになると思います。そこらあたりを詳しく聞きたかったのですが。

議 長 水は県道の側溝に行くようになっていますか。レベルにした場合、水は県道の側溝に乗りますか。

最適化推進委員 最適化推進委員の松田です。強力な畦畔のようなものを作ってもらえば側溝に乗るかもしれせん。

- 10 番 10 番 吉原です。もう一度事務局の方から、これについての説明をお願いします。水を側溝に流しますということでしたので、県道側溝の大きさは問題ないと判断しました。ただ、現地調査した時点で草が生い茂っており勾配等をしっかり確認できておりませんでした。
- 最適化推進委員 最適化推進委員の松田です。我々は、農地を使われることには何も言うことはありません。ただ水の問題を解決していただきたいと思っております。
- 事務局 今の申請書を見る限りでは、現状のまま使うとなっております。そうであるならば、造成が必要となり、市民生活課の開発協議が必要になります。農業委員会の転用の決定については、市民生活課の造成の許可がないと判断ができないこととなります。
- 議長 今の状況で行きますと、当然、切土盛土というのが発生してきますが、必要添付書類に、被害防除計画書というものがあり、それを見てもみますと、造成の計画の内容ということで、現状のまま利用するとなっております。防災措置等として、雨水排水は自然流下ということになっています。ここに出されている計画書と現状とが一致しないところもありますので、見直しをしないといけないのではないのでしょうか。保留といたしましょうか。
- 委員 はい。
- 議長 それでは、事件番号 1 については保留させていただき、事件番号 2 から 4 について、ご審議いただきたいと思えます。2、3、4 について何かございませんか。
- 5 番 5 番 武部です。2 番、3 番については、他県の業者のようですが、こちらの方に事務所などを構えられるようなことはあるのですか。管理を他県の方であるのか、こちらの方に事務所を置いて管理するのか、どのようにされるのでしょうか。
- 議長 2 番、3 番は、所有権移転で売買になっております。賃貸で管理するものではないので、具体的な表示がありません。
- 事務局 車で一時間半ぐらいの所に支店がありますので、管理は十分にできる距離だと思えます。
- 議長 ほかにご意見等はございませんか。ご意見もないようでございますので、2、3、4 については許可相当と意見を付して、進達することにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

議 長 議案第 63 号は、事件番号 1 を保留といたしまして、2、3、4 については許可相当と意見を付して進達するものといたします。  
次に、議案第 64 号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局 議案第 64 号非農地証明願について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。現地の位置図を 50 ページ及び 62 ページに議案の資料図面として添付しております。申請内容は、添付資料のとおりです。2 筆ありますが、どちらも平成 6 年当時、保育所建設用地買収時の残地で人為的に非農地化している土地に該当するものです。申出人は、記載のとおりです。証明を受けようとする物件の状況は、宅地への進入路として利用されていて雑種地の様相となり現在に至っております。公共工事用地買収時の際の、登記簿上の地目が畑のままで雑種地が変わっていなかったものであります。非農地通知の対象地と成り得ますが、現況が宅地への進入路となっており、地目が雑種地と判断されるため、非農地証明によって農地から外すものであります。非農地証明願 1 件についての説明は以上であります。  
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 地元委員のほうから、ご意見を願います。

12 番 12 番 梶山です。現地を確認してきましたが、非農地証明を交付することに特に問題はないと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、現地確認に行かれた委員さんからも願います。

10 番 10 番 吉原です。今、梶山委員さんからも報告がありましたが、現地を見まして、事務局から報告があったように、保育所が移転するときに必要部分をとった両端にわずかな土地が残ったものです。片方は住宅に入るところ、もう片方は 1m ぐらいの土地で、当時からコンクリート舗装されていたと思われるような色をしておりました。これは、非農地証明を出すことに何ら問題はないものと判断しました。

議 長 ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも、非農地証明を交付することに問題ないというご意見をいただきました。

何か、この件についてご意見はございませんか。

ご意見もないようですので、非農地証明を交付することに異議はございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 64 号は、非農地証明を交付する

ものといたします。

次に、議案第 65 号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局

7 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成 30 年 8 月 29 日としております。8 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。9 ページにあっせん事業に係る所有権移転関係分を記載しております。10 ページにあっせん事業によって農地を取得された方の経営状況を記載しております。11 ページに賃貸借設定の再設定分、12 ページに賃貸借権設定の新規分、12-2 ページに使用貸借の新規設定分を記載しておりますので、担当地区の農業委員さん、推進委員さんの方でご確認をお願いします。

議長

内容については、皆様方から掘り起こし報告書を出していただいたものになりますので、再度お目通しをお願いいたします。

ご意見もないようでございますので、計画どおり集積計画を決定することとしてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は計画どおり決定することとし、公告予定を 8 月 29 日といたします。

次に、議案第 66 号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局

17 ページをご覧ください。議案第 66 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。公社が借り受けて、それを配分するものですので、11 ページと併せてみていただければ分かりやすいかと思えます。18、19 ページをご覧ください。公社から農事組合法人 E に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。20 から 23 ページに農事組合法人 E の経営状況を記載しております。

24 ページは公社から F 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借になります。25 ページに F 氏の経営状況を記載しております。

26、27 ページは公社から G 氏に貸付ける分で、26 ページは 10 年間の使用貸借（親子間分）、27 ページは 4 年 8 月の賃貸借になります。28 ページに G 氏の経営状況を記載しております。

次に、29、30 ページは公社から H 氏に貸付ける分で、29 ページの方は 10 年の使用貸借、30 ページは 10 年間の賃貸借になります。31 ページに H 氏の経営状況を記載しております。

32 ページは公社から I 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借になりま

す。33 ページに I 氏の経営状況を記載しております。

34 ページは公社から J 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借になります。35 ページに J 氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 今、改良区と一体となって集積を進めているところでございますけれども、その契約が済んだ分を議案として出しております。何かご意見等ございませんでしょうか。

4 番 4 番 大久保です。中間管理機構から配分を受けるのは年齢制限とかはあるのでしょうか。ご高齢の方が 10 年間借り受けるようになっていますが、どうなのでしょうか。

事務局 農地中間管理機構での基本的な考え方になりますが、先ずは公社に貸してくださいということです。自分が作れなくなった場合、3 年間は公社が維持します。その間に次の借人を探しますというのが中間管理事業になりますので、年齢が高いの方が便利に使えることになります。年齢的な制限よりも公社に貸し付けることを優先させると考えていただければと思います。

議 長 ほかに何かございませんか。  
配分計画について、ご意見はございませんか。ご意見もないようでございますので、計画どおりで問題ないという意見書を提出してよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 異議なしと認め、問題ないという意見書を提出することといたします。  
次に、議案第 67 号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局 38 ページをご覧ください。議案第 67 号 農用地利用配分計画（案）についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。こちらは、推進委員さん分になります。

39、40 ページは公社から K 氏に貸付ける分で、39 ページは 10 年間の使用貸借、40 ページは 5 年 8 月の賃貸借になります。41 ページに K 氏の経営状況を記載しております。

42、43 ページは公社から L 氏に貸付ける分で、42 ページは 10 年間の使用貸借、43 ページは 10 年間の賃貸借になります。44 ページに L 氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 この件につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

意見もないようでございますので、配分計画どおり決定してよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第 67 号は計画どおりで問題ないという意見書を提出いたします。

次に、議案第 68 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。

事務局 議案第 68 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてご説明いたします。

事件番号 1 番について、登記義務者、登記権利者は記載のとおりです。土地の所在は、松浦市星鹿町岳崎免、地目：畑 333 m<sup>2</sup>です。法務局受付年月日及び受付番号は平成 30 年 7 月 24 日受付であります。事件番号 2 番について、登記義務者、登記権利者は記載のとおりです。土地の所在は、松浦市星鹿町岳崎免字大堂 1713 番 3 地目：畑 50 m<sup>2</sup> です。法務局受付年月日及び受付番号は平成 30 年 7 月 24 日受付であります。

登記原因につきましては、2 筆とも平成 30 年 7 月 24 日の時効取得となっております。この件につきまして、8 月 23 日に地元委員の松瀬推進委員と藤川農業委員により現地調査を行いました。時効取得された農地は、平成 4 年 6 月 25 日付で住宅用地として、登記権利者が亡くなられた父の時に農地法第 5 条による許可がなされておる土地であります。登記権利者は許可後取得し、使用されておられますが現在に至るまで登記未了のままとなっております。今回、時効取得により所有権移転登記が完了したものです。この土地は、20 年以上、所有の意思を持って平穩かつ公然に、占有を継続してきたものでありますので、今回の時効取得につきましては、問題ないものと思われま。時効取得についての説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

最適化推進委員 最適化推進委員の松瀬です。事務局から詳しく説明がありましたので、ほかに申し上げることはございませんが、法務局から時効取得ということで通知が来たものですので、なんら問題はないものと思います。

議長 ありがとうございます。今、地元委員さんからも問題ないというご意見をいただきました。この件につきまして、質疑を受けたいと思います。何かご意見等はございませんか。

10 番 10 番 吉原です。時効取得について分かりやすく説明していただけないでしょうか。

事務局 時効取得は10年と20年との2種類がございます。双方に瑕疵がない状態で占有した上で、双方が了解しているものは10年でできます。農地の場合は、農地法の許可がいることとなりますが、許可を受けずに行った場合は、違法なことをしているとみなされ、通常であれば時効取得ができません。そこを20年以上占有して、双方が了解している場合は時効取得ができるとなっております。この、10年要件と20年要件の2種類がございます。あくまでもその土地を、了解のうえで占有していて、その人のものだと双方が分かっている状態で、ただ登記名義人が違うという時に使います。

10番 10番 吉原です。意見相談を受けているものですが、牛舎や飼料畑として活用している土地で、領収書を紛失している、契約書もない、しかし税金はずっと納めているという状態だそうです。何十年も経過しているので所在がよくわからないといったものにも、こちらの時効取得が適用されるのでしょうか。

事務局 双方の同意があったものについてのみです。片方だけが自分のものと思いついていたというものは難しいと思いますが、裁判して、所有権の申出がなかった場合などの特殊な場合もございます。まずは、相手方とよく話して了解してもらおうということ、もしそれができないのであれば、金銭的な解決をお願いすることになるだろうと思います。農地の場合20年以上の占有となるということと、金銭のやり取りなどを相手に了解してもらわないと先に進めません。

10番 10番 吉原です。分かりました。ありがとうございました。

事務局 権利の移転が行われているものを、なぜ、農業委員会で審議しないといけなくなるかといいますと、「登記は双方の合意のもとでしました」という通知が法務局の方から来ます。ただし、その内容が農業委員会で確認できなかったとか、事実でなかった場合は、この登記を差し戻すことができるようになっていきます。ですから、農業委員会の意見によって、時効取得というものが変わり得るということになりますので、非常に重要な案件となります。そういうことで、実際に占有している事実があったことを、地元の農業委員さんに確認をしていただくことが、重要なものになってきます。

議長 ほかに何かございませんか。

ご意見もないようですので、議案第68号は、事件番号1、2とも問題ないということで、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、問題ないということで報告をすることといたします。

次に、議案第 69 号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局

議案第 69 号 農業振興地域整備計画の変更につきましてご説明いたします。今回、農業振興地域内の農地について、農業振興地域整備計画変更の申請書が松浦市長に提出されたことを受けて、農業振興地域整備計画の変更に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、農業委員会へ意見が求められておりますので、その内容についてご説明いたします。

事件番号 1 番は、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を 63 ページ、64 ページに添付しております。申請者は、記載のとおりです。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回除外申請の土地であります。場所につきましては、志佐町池成免、地目：田、496 ㎡です。なお、変更の承認後におきましては、申請人が借家住まいのため、実家そばの土地に住宅を建設する計画があります。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われまます。

続きまして、事件番号 2 です。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を 63 ページ、65 ページに添付しております。申請者は、記載のとおりです。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回の除外申請の土地であります。場所につきましては、星鹿町岳崎免、地目は畑で、4,525 ㎡の内 1,501 ㎡であります。なお、変更承認後においては、申請者本人による太陽光発電施設としての利用計画がございます。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われまます。

次に事件番号 3 番、農用地区域からの除外について、ご説明いたします。現地の位置図を 66 ページに添付しております。黄色の部分が現在の農用地区域で、赤色で囲まれた部分が、申請地で今回除外する土地になります。申請者は、記載のとおりです。申請地は、鷹島町中通免、地目は畑、面積が 624 ㎡です。周辺の状況は、東側は宅地、西側及び南側は原野、北側は市道に隣接しています。申請の理由は、土地所有者の子供さんの夫が一般住宅を建設するというものであります。原則、農用地区域内では農地の転用ができないため、まず農用地からの除外の手続きをしてから、改めて農地転用申請を行う流れになります。現地調査の結果、この土地を農用地区域から除外しても周辺農地への影響はなく、農業用水路等への支障もありませんので、農用地区域からの除外もやむを得ないと判断しました。以上が申請に基づく内容であります。当該申請地を農用地区域からの除外をすることについて、農業振興上問題ないか、ご審議いただき、その結果を農業委員会の意見として回答いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりましたので、地元委員のご意見を伺いたいと思えます。先ず、事件番号 1 からお願いいたします。

10 番

10 番 吉原です。事件番号 1 です。お子さんが一人おられ、志佐の方に住宅を借りて住んでおられますが、住宅が狭いということで、実家に帰りたいと思われております。現在は、住宅の建設をめざされております。そ

うということで、今回、農業振興地域からの除外の申請を出されておりますが、申請地の下の方も全部ご家族の所有地であり、また、残った農地についても進入路が確保されておりました、そこを、農業振興地域から除外しても何ら問題はないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。事件番号2についてお願いします。

最適化推進委員 最適化推進委員の松瀬です。この土地は、申請人の自宅の前畑というようなところでございます。ほかの農振地域の農地と比べると、飛び地になっておりました、この1筆は防風林で囲まれております。その中の1反5畝ほどのところ。かなり勾配が付いておりました、表土が流れてしまっている状態で、畑を作るのには苦勞しているということです。ここを、農振地域から除外しても何ら問題はないと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に事件番号3についてお願いします。

最適化推進委員 最適化推進委員の北川です。先ほど事務局から詳しく説明がありましたけれども、申請人は、所有者の娘婿ということでございます。こちらを実際に確認してみますと、少し高台になっておりました、ここだけが孤立した形になっています。そういうことから、農業振興地域から除外しても何ら問題ないものと思います。

議 長 ありがとうございます。  
現地立ち合いに行かれた委員さんからもご意見をお願いいたします。

11 番 11 番 益本です。1 番は、吉原委員から説明があったように、ハウスが建っているところに家を建てるということで、半分ぐらいが田として残りますが、裏の方から回れば、田畑への出入りができるということから、農振地域から除外しても問題ないと思います。

2 番は、先ほどお話があったとおり問題ないと思います。

それから、3 番ですが、地元委員さんからお話があったとおり、ほかの田畑から離れているので、特に問題はないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも、農振除外については問題ないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この、事件番号1、2、3について、ご意見等はございませんか。

ご意見もないようでございますので、農業振興上問題ないという意見を付して提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、事件番号69号は除外をしても農業振興

上、問題ないという意見書を提出するものいたします。

事務局

農業振興地域整備計画について、補足の説明をさせていただきます。農業振興地域に関する法律というのが5年に1回更新されていきます。その関係で8月11日付で農用地の変更が閉鎖されています。ただし、8月11日までに50件の申請が出ています。確認いたしました。この3件を除き、内容に不備がありましたので、お返ししております。来月は、47件ございますので、現地確認を2日に分けて行うことになるかもしれないのでお知らせしておきたいと思っております。以上です。

議 長

次に、議案第70号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

事務局

議案第70号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明いたします。49ページをお開き下さい。

それでは、最初の案件について、ご説明いたします。M氏からの申し出によるものです。対象地は、志佐町庄野免、地目：畑の2筆であります。8月15日に地元委員の柿山農業委員と現地調査を実施しました。スライドをご覧ください。申し出の土地は、現況、原野の申し出がありましたが、荒廃化までには至っていない状況でありまして、現地確認の結果と致しましては、「否」が妥当だと判断しております。

続きまして、N氏からの申し出によるものです。対象地は、御厨町上登木免、地目：畑、4,224㎡であります。6月27日に地元委員の松田推進委員と現地調査を実施しました。スライドをご覧ください。

申し出の土地は、現況、山林の申し出がありました。今、ご覧頂いたようにすでに荒廃化しており農地への復旧性は認めがたい状況でありまして、現地確認の結果と致しましては、「可」が妥当だと判断しております。以上2件について、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんからのご意見をお聞きしたいと思います。

3番

3番 柿山です。8月15日に事務局と共に現地を確認してきました。写真のとおり所々草は生えておりますが、現況は畑でしたので「否」でいいと思います。以上です。

事務局

ここは、隣のおうちの方が競売で買っておられます。そこにくっついて畑のようです。今の所有者の方をお願いして落札してもらわれています。平成9年に既に落札が終わっております。その時にお金を支払って、M氏が、自分の所有にされているみたいです。農地なので、農地法3条での所有権移転ができない状態になっておられます。ただ現況を見る限り農地ですので、農地法3条等での所有権移転ができません。そこで、ご案内

したのが、先ほど吉原委員さんからご質問があった、時効取得を使ってはどうでしょうかということをお伝えしております。落札されたのが平成9年ですので、ちょうど21年経っております。今までも管理はされているようですので、何ら問題はないということでお話しております。

議長 ありがとうございます。次の件についてお願いいたします。

最適化推進委員 最適化推進委員 松田です。先月、農業委員会が終わってから、確認に行きました。段になって3枚ほどありました。スクリーンに映っているのは、一番上の段です。

説明によると、もともと山林だったところを、前の所有者の方が野菜を作りたいということで、地目を農地に変更されたそうです。結局、断念されたのですが、地目は畑として残っているようです。一番上は、山を崩した状態なので、全く栄養分がなくて、草も太らない状態です。3分の2ほどは、何十年も経ったような大きな木が生えておりました。どう見ても畑ではなく山林が妥当だと判断してきました。以上です。

議長 ありがとうございます。今、それぞれの委員さんからご意見をいただきました。最初の案件は、非農地にするには問題があるということ、次の案件についてはやむを得ないだろうということでした。

ここで、皆様方の質疑を受けたいと思います。何かご意見等はございませんか。

ご意見もないようでございます。最初の案件につきましては、非農地としては認められないということよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、最初の案件につきましては、非農地としては認められない、2番目の件については、非農地通知を交付することよろしいでしょうか。

5番 5番 武部です。N氏の件は、原野でよくないでしょうか。

最適化推進委員 最適化推進委員 松田です。写真で見えているところは、ほんの一部です。3分の2以上は大木で覆われています。

5番 5番 武部です。分かりました。

議長 原野よりも山林ということですね。

それでは、議案第70号は、M氏の申出につきましては「否」、N氏の件については「可」でありますので、非農地通知を交付することとしてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。議案第 70 号は、N氏の件について、非農地通知を交付することといたします。  
以上を持ちまして、議案の審議を終了いたします。  
続きまして、協議事項に入ります。

事務局 ≪今年度の研修視察について日程等を説明の上、事務局が調整すること  
で了承≫

議 長 ≪耕作放棄地の解消に関連して、アボカドの栽培と、優秀な苗の入手法の説明≫

来月の定例会は、9月27日 13時30分から、市民ホールを予定しております。

これで8月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

11 時 40 分